

建築基準法に違反している建築物について、次のとおり命令しましたので、同法第9条第13項の規定により公告します。

平成29年6月15日

京都市長 門川 大作

1 建築物の所在地, 用途及び構造

- (1) 所在地 京都市東山区松原通広道東入清水四丁目148番地24
- (2) 用途 一戸建ての住宅
- (3) 構造 木造瓦葺2階建（登記上の表記による。）

2 命令を受けた者の住所及び氏名

- (1) 住所 京都市西京区下津林六反田1番地の129
- (2) 氏名 野村 順子

3 命令年月日

平成29年6月2日

4 命令の内容

平成29年6月30日までに、次の(1)から(3)までに掲げる措置を講じること。

- (1) 道路内（道路中心線から水平距離2mの部分が、道路境界線）に突き出している部分を除却すること。
- (2) 建ぺい率が60パーセントを超える部分を除却すること。
- (3) 建築物の各部分の高さが当該各部分から前面道路の反対側の境界線までの水平距離に1.25を乗じて得たものを超える部分を除却すること。

5 根拠条項

建築基準法第9条第1項

(都市計画局建築指導部建築安全推進課)